

特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画に基づく
「搬出の考え方」について

令和6年1月31日
環 境 省
福 島 県

特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画に基づく搬出の考え方について、特定廃棄物埋立処分施設の埋立状況、保管場所における搬出準備の進捗状況などの諸条件を踏まえ、下記のとおり定める。

記

1 対象期間

令和6年2月から令和9年11月頃までとする。

なお、令和5年3月31日付け「搬出の考え方」の対象期間の経過後、上記期間までは輸送を実施していない。

2 対象期間中の想定搬入量

1,200 m³（袋）程度とする。

3 特定廃棄物埋立処分施設への搬入対象となる廃棄物

双葉郡8町村の生活ごみ。

4 搬出時期・量

双葉郡8町村の生活ごみについては、想定輸送期間を特定廃棄物埋立処分施設への埋立開始後から10年としており、引き続き計画的に搬出を行う。

対象期間中の搬出については、保管場所における搬出準備作業の状況や、廃棄物の保管管理者と搬出時期・量について調整の上、実施することとする。